

## 平成 28 年 (2016 年) 度 事 業 報 告

### I マラッカ・シンガポール海峡（以下「マ・シ海峡」という）における航行安全に係る国際的な資金協力事業

#### 1 マ・シ海峡航行援助施設基金への資金拠出関係業務

当協議会は、航行援助施設基金（ANF: Aids to Navigation Fund）に、2009年から2013年までは各年度50万米ドルを、2014年は30万米ドルを、2015年、2016年は基金残高実績等を総合的に勘案し10万米ドルの拠出を行った。拠出金は、日本船主協会、石油連盟、エネルギー関連団体等からのご協力によるものである。

#### 2 マ・シ海峡航行援助施設基金委員会（以下「基金委員会」という）関係業務

基金委員会の正式メンバーである当協議会は、年2回開催される本委員会に出席し、基金の使途に関わるマ・シ海峡における沿岸3国の航行援助施設更新・維持管理事業計画と予算計画の承認、同事業報告と決算報告の承認、会計監査報告及び業務監査報告の確認、その他マ・シ海峡における航行援助施設の更新・維持管理業務が円滑に実施されるよう意見の具申・交換等を行っている。

平成28年度に開催された基金委員会は下記のとおりである。

##### \* 第16回基金委員会

2016年4月14～15日、シンガポールで開催され、当協議会から加藤専務理事、保坂理事及び角事務局長が出席。

##### \* 第17回基金委員会

2016年9月22～23日、シンガポールで開催され、当協議会から加藤専務理事及び角事務局長、日本船主協会から大森部長、日本航路標識協会から土谷部長が出席。

#### 3 基金委員会から受託した航行援助施設維持管理業務に関する監査業務

当協議会は、長年にわたるマ・シ海峡における航行援助施設の維持管理業務に関する経験と能力を評価され、基金委員会より航行援助施設の維持管理に関する業務監査機関として指定されている。沿岸国が基金の資金を利用して行う航行援助施設維持管理業務に年4回当協議会職員を派遣して実際の現場での維持管理作業の立ち会い確認を行い、その履行状況と改善点意見等を業務監査報告書として纏め、4月と10月の基金委員会に提出。

本事業年度のマレーシア、インドネシア両国における航行援助施設維持管理業務の実施実績は以下のとおりであった。

- (1) マレーシア領海の航行援助施設 18 基の点検作業
  - 第 1 回 2016 年 4 月 19 日～4 月 28 日
  - 第 2 回 2016 年 10 月 24 日～11 月 2 日
- (2) インドネシア領海の航行援助施設 28 基の点検作業
  - 第 1 回 2016 年 5 月 25 日～6 月 17 日
  - 第 2 回 2016 年 11 月 25 日～12 月 19 日

なお、シンガポール管轄の 5 基の航行援助施設は、同国政府の独自費用で維持管理業務を行っていることから業務監査の対象とはなっていない。

## II マ・シ海峡の航行安全及び海洋環境保全に係る国際的な技術協力事業

### 1 沿岸国の行う航行援助施設維持管理業務への技術協力業務

沿岸国海事当局がそれぞれ実施する航行援助施設維持管理業務に対し、当協議会は、上記 I. 3 のとおり業務監査を行っているが、同時に沿岸国の要請を受けて航行援助施設点検時に現場での作業要領や機器の修理等の技術協力を行っている。

技術協力に関しては、インドネシア政府およびマレーシア政府からの強い要望により、業務監査を担う当協議会職員に加え、民間専門技術者を委嘱して同行させ、技術移転に努めている。

### 2 マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に係る国際会議関係業務

マ・シ海峡の航行安全・海洋環境保全に関する多国間の国際協力の場として、協力フォーラム、プロジェクト調整委員会、沿岸 3 国海事局長会議が存在し、沿岸 3 国が持ち回りで主催している。2016 年度は 9 月に次の通りインドネシアのジョグジャカルタで開催され、当協議会より加藤専務理事及び角事務局長、日本船主協会から大森部長が下記会議に出席した。

\* 第 9 回協力フォーラム (CF: Cooperation Forum)

2016 年 9 月 26 日～27 日

\* 第 41 回沿岸 3 国海事局長会議 (TTEG: Tripartite Technical Experts Group meeting)

2016 年 9 月 28 日～29 日

\* 第 9 回プロジェクト調整委員会 (PCC: Project Coordination Committee)

2016 年 9 月 30 日

特に協力フォーラム、TTEG では、当協議会から「海峡プロジェクト 13 (日本船主協会要望のシンガポール海峡における追い越し禁止措置等検討のための調査研究)」の進捗状況について、中間報告を行った。

## III マ・シ海峡における水路測量事業

マ・シ海峡は、潮流の複雑さ等により海底サンドウエーブによる浅瀬が変化するが、前回水路測量時（1996～1998年）から15年以上を経て、新たに大型船舶航行上危険地点として認識された海域に対し最新技術であるマルチビーム測量方式による水路測量を実施するため、沿岸3国から当協議会に対し共同水路測量参加協力の要請がなされた。

本水路測量事業は2段階に分かれ、フェーズ1事業として緊急に測量する必要がある分離通航帯（TSS: Traffic Separation Scheme）内の5海域を2015年～2016年に、フェーズ2事業としてその他のTSS内の水深30m以浅の部分を2017年～2020年にかけて、マルチビーム測量方式で測量し、最新の電子海図として更新を図ろうとするものである。

フェーズ1事業に関しては、日本側は当協議会を通じて資金協力32万ドル及び測量船への技術者の派遣の技術協力を行い、2016年3月までに実質測量は終了し、その成果は2016年11月に新たな電子海図（MSS-ENC）として発行された。

フェーズ2事業に関しては、TSSの実質3分の1の面積に当たる広大な海域を測量するものであり、日本政府としても昨今の国際情勢とシーレーンの安全確保の観点から日本として協力すべき重要なプロジェクトとして位置づけるとともに、マ・シ海峡の航行安全の向上という成果は広くASEAN各国の経済にも資するとの認識であることから、日本ASEAN統合基金（JAIF: Japan-ASEAN Integration Fund）を活用して協力を行う方針を固め、当協議会が実質的な調整・管理進捗を行うこととなった。このため加藤専務理事他が国土交通省海事局外航課、日本水路協会とともに下記の調整会議に参加し、沿岸3国との調整・根回しを経て、2016年6月にASEAN事務局が、7月に外務省がJAIF事業として承認された。これを受けて当協議会は測量を担当する日本事業者を公募して推薦事業者を決定し、改めて沿岸3国との第6回水路測量技術ワーキンググループ会議を経て、第41回TTEGで正式に朝日航洋株式会社が沿岸国の海域を測量する事業者として承認され、現在作業準備に入っているところである。2016年度に本水路測量関係で行われた会議は次のとおりである。

- (1) 沿岸3国、ASEAN事務局及びASEAN日本政府代表部との個別意見交換、7月10日～7月16日 於：ジャカルタ、プトラジャヤ、シンガポール
- (2) 測量事業者の公募開始、7月22日 於：東京
- (3) 日ASEAN次官級交通政策会合、7月25日～7月27日 於：秋田市
- (4) マレーシア及びインドネシアとの個別意見交換、8月30日～9月3日 於：ジャカルタ、プトラジャヤ
- (5) 測量事業者企画書の評価委員会、9月9日 於：東京
- (6) インドネシア、マレーシア、シンガポールとの水路測量技術ワーキンググループ会議事前調整、9月16日～9月21日 於：ジャカルタ、プ

- トラジャヤ、シンガポール
- (7) 第5回水路測量技術ワーキンググループ会議、9月28日 於：ジョグジャカルタ
  - (8) ASEAN 事務局及び ASEAN 日本政府代表部との個別協議、12月14日～17日 於：ジャカルタ
  - (9) 沿岸3国との個別協議、2017年1月11日～16日、於：ジャカルタ、シンガポール、プトラジャヤ
  - (10) 第1回作業管理委員会、2017年1月19日～20日、於：イポー
  - (11) マレーシアとの個別協議、2017年2月20日、於：プトラジャヤ

#### IV マ・シ海峡における航行安全に係る調査研究事業

##### 1 マ・シ海峡における航行援助施設代替のための現地事前調査

マ・シ海峡の航行援助施設に関わる協力の一環として、国土交通省は、インドネシア政府との協議を踏まえ、近い将来更新を要するタコンとドリアン  
の2か所の航行援助施設の代替のための「航行援助施設更新事前調査事業」  
を実施したが、当協議会は調査業務を受託した民間調査会社から業務の一部  
の委託を受け、各種調整・技術指導のために2017年1月14日～1月27日  
の間、インドネシアに当協議会の職員を派遣し協力した。

##### 2 マ・シ海峡に関わる人材育成事業

国土交通省は、マ・シ海峡に設置されている航行援助施設の運用に関し、  
沿岸国の維持管理能力の向上、最新の技術情報の理解、沿岸国相互理解と  
協力への貢献を図ることを目的として、2012年以降、ポートクラン（マ  
レーシア）で沿岸3国の実務レベル職員を対象とした「人材育成研修事業」  
を行っている。同事業の各種調整及び講義講師のために、2017年2月19  
日～3月4日の間、マレーシアに当協議会の役職員を派遣し、協力した。

##### 3 日本船主協会要望への対応

日本船主協会から要望され、2015年10月のTTEGで「海峡プロジェク  
ト13」として承認された調査研究実施のため、同調査研究を請け負うコ  
ンサル業者と頻繁に会議を行い、今次報告書をまとめるとともに、2016  
年9月の第9回協力フォーラム及び第41回TTEGにおける報告内容に関  
し、事前に沿岸国との間で次の通り事前調整を行い、その上で同会議での  
プレゼンテーションを行った。

- (1) マレーシア海事研究所(MIMA)国際会議でプロジェクト13概要をプレ  
ゼンテーション 4月25日～26日 於：クアラルンプール
- (2) 共同リード国のシンガポールとプレゼン資料案の意見交換  
7月11日 於：シンガポール

(3) TTEG での報告内容につき 3 国に個別事前説明

9 月 11 日～16 日 於：シンガポール、ジャカルタ、ポートクラン

(4) 協力フォーラム及び TTEG でのプロジェクト 13 中間報告

9 月 26 日～29 日 於：ジョグジャカルタ（インドネシア）

本中間報告においては、シンガポール海峡における追い越し禁止区域の設定に関して一定の安全性向上効果が認められるとされたものの、本対応の進展のためにはさらなる経済評価等の分析が必要であると、共同リード国であるシンガポールから要請されており、そのための今後の対応について日本船主協会と調整を行った。

#### 4 バツ・ベルハンティ・ブイの調査研究

シンガポール海峡のバツ・ベルハンティ・ブイは、シンガポール港入出港船舶、TSS 内を東西に航行する船舶、さらにはシンガポールとバタム島を往来するフェリーが行きかう危険な水域にあるが、通航船舶に接触され、漂流する事故が頻繁に発生している。その対策の必要性について、これまでも基金委員会で議論されてきたが、第 17 回基金員会において対策のための調査研究を基金委員会事業として当協議会に委託された。これを受け、当協議会は日本航路標識協会と連携して調査研究に着手した。

### V 理事会・評議員会の開催

#### 1 理事会

2016 年度は、次の通り 6 回の理事会が開催された。

(1) 2016 年度第 1 回理事会 2016 年 5 月 27 日

開催場所 霞が関ビル 35 階 東海大学交友会館会議室

決議事項 2015 年度事業報告及び決算報告、2016 年度第 1 回評議員会招集の件

報告事項 第 16 回航行援助施設基金委員会概要、共同水路測量事業状況、船主協会要望対応状況

出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、監事 1 名出席

(2) 2016 年度第 2 回理事会 2016 年 6 月 24 日

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 代表理事、業務執行理事の選定、顧問の委嘱

出席等 提案書に対し、理事 7 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員から書面により異議がないことを得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(3) 2016 年度第 3 回理事会 2016 年 10 月 27 日

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事 7 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員から書面により異議がないことを得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(4) 2016 年度第 4 回理事会 2016 年 11 月 30 日

開催場所 海事センタービル 7 階会議室

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、第 17 回航行援助施設基金委員会、第 9 回協力フォーラム、第 41 回 TTEG 等概要、共同水路測量事業状況、マラッカ海峡協議会の今後の在り方検討中間報告

出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、監事 1 名出席

(5) 2016 年度第 5 回理事会 2017 年 2 月 8 日

開催方法 決議の省略の方法

決議事項 評議員会招集の件

出席等 提案書に対し、理事 7 名全員の書面による同意の意思表示及び監事 2 名全員から異議がないとの意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。

(6) 2016 年度第 6 回理事会 2017 年 3 月 17 日

開催場所 霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館会議室

決議事項 2017 年度事業計画及び収支予算、諸規定の改正、マラッカ海峡協議会の今後の在り方（申し合わせ）

報告事項 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況、共同水路測量事業状況

出席等 決議に必要な出席理事の数 4 名、出席 6 名、監事 1 名出席

## 2 評議員会

2016 年度は、次の通り 3 回の評議員会が開催された。

(1) 2016 年度第 1 回評議員会 2016 年 6 月 15 日

開催場所 霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館会議室

決議事項 2015 年度事業報告及び決算報告

報告事項 第 16 回航行援助施設基金委員会概要、共同水路測量事業状況、船主協会要望対応状況

出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 4 名、理事 2 名、監事 2 名出席

(2) 2016 年度第 2 回評議員会 2016 年 11 月 30 日

開催場所 海事センタービル 7 階会議室

報告事項 第 17 回航行援助施設基金委員会等概要報告、第 9 回協力フォーラム、第 41 回 TTEG 等概要、共同水路測量事業状況、マラッカ海峡協議会の今後の在り方検討中間報告

出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 5 名、理事 2 名、監事 1 名出席

(3) 2016 年度第 3 回評議員会 2017 年 3 月 17 日

開催場所 霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館会議室

決議事項 2017 年度事業計画及び収支予算

報告事項 諸規定の改正、マラッカ海峡協議会の今後の在り方

出席等 決議に必要な出席評議員の数 4 名、出席 4 名、理事 2 名、監事 1 名出席

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項及び当協議会定款第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「事業報告の附属明細書」については、「事業報告書の内容を補足する重要な事項」は存在しないので、作成していない。